

第3章

基本方針

第3章 基本方針

第1節 基本的な考え方

- 林業においては、木材価格の低迷による生産意欲の低下や担い手不足などにより管理が不十分な状況にあるため、本計画に掲げる取り組みの意義を市民が共有し、かけがえのない財産である森林を次世代に繋げていく必要があります。
- 平成24年度においては、木材価格が暴落し、森林施業を持続していくことが厳しい状況になりました。森林経営の厳しさが増し、森林の自然環境がひとたび荒廃すれば、林業や中山間地域だけの問題にとどまらず、農業や水産業の産業をはじめ、私たちの生活環境にも大きく影響を及ぼすこととなります。
- 「生態系の維持能力」、「おいしい水の源」、「国土の保全機能」、「美しい自然の景観」、「人を癒す効果」、「地球温暖化の抑制機能」など、多くの公益的機能を有している森林の価値を見つめ直し、健全な森林に育てていくよう、市民全体で森林・林業を支える必要があります。
- 市は、森林・林業再生計画の施策を展開し、「森林環境の保全」および「森林・林業の再生」の取り組みの中で、市民生活に貢献する森づくりや市産木材の需要促進を図り、林業の経営基盤の強化や木材生産の効率化・低コスト化の試みを実践していきます。更に、森林の大切さや木材の良さに対する市民の理解を深め、市産材の利用促進と林業の活性化を図っていきます。



第2節 基本目標

1 森林環境の保全

◎森林環境の保全の取り組み

- 二酸化炭素の吸収や水源涵養などの森林の有する様々な機能を高度に発揮させるため、人工林の間伐等の森林施業を加速化し、健全な森林の状態に再生すると共に、機能に応じた森林環境の保全を行います。
- 市民等が森林を身近に感じ、癒しや協働活動を行える場の提供に取り組むなど、多様な森づくりを推進していきます。

2 森林・林業の再生

◎木材を供給（素材生産）するための取り組み

- 森林施業の集約化や高性能林業機械導入等による生産コストの削減を図ります。
- 木材の安定供給体制の確立による持続可能な林業経営および中山間地域の活性化を目指していきます。
- 低コスト間伐等の取り組みとしてモデル試行に取り組めます。

◎木材を流通・加工するための取り組み

- 山元に原木をストックできる木材貯木場を整備することで、木材の生産調整など市場との連携を構築していきます。
- 木材の供給量および需要側のニーズに応じた施設整備、供給体制の整備を行うことで、市産材の安定供給体制の再構築と木材の利用拡大・販路拡大を促進していきます。
- 佐賀市の森林・林業再生の拠点としての機能を発揮し、魅力ある森林・林業を目指します。

◎木材を消費するための取り組み

- 木材の供給から流通・加工、そして消費まで、一体となった取り組みを計画しながら、市産材の消費拡大や新規需要の拡大、販路開拓を推進していきます。
- 市の公共建築物における木造化・内装木質化や公共土木事業での木材利用など、率先して木材利用の促進を図っていきます。
- 九州間伐紙「木になる紙」や発電、木質ボイラー等のエネルギー利用など、木質バイオマスの利用拡大と循環型利用を図っていきます。

第3節 計画の体系

	項目	取り組み
森林環境 の保全	森林環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ①水源涵養や災害防止の機能増進 ②竹林の整備 ③森林浴（森林セラピー）の取り組み ④里山、中山間地域での取り組み ⑤森林ボランティア等との連携による森林環境教育および協働活動の取り組み ⑥広報等による普及・啓発
森林・林業 の再生	木材を供給（素材生産） するための取り組み ◆ 森林の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①循環型森林施業の実現 ②森林施業の集約化 ③作業路網の整備 ④高性能林業機械の導入 ⑤技術者育成体制整備・林業労働力の確保 ⑥地域における協力体制 ⑦森林組合間の連携 ⑧広報等による普及・啓発
	木材を流通・加工するた めの取り組み ◆ 市産木材供給・加工施 設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①森林・林業再生の拠点づくり 「市産木材供給・加工センター（仮称）」の整備
	木材を消費するための取 り組み ◆ 需要の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ①建築用材の利用拡大 ②家具材の利用拡大 ③公共建築用材の利用拡大 ④土木用材の利用拡大 ⑤木質バイオマスの利用による新たな販路拡大 ⑥広報等による普及・啓発